

登録事業所を募集しています！

～新潟県エコ事業所認定制度～

■制度の目的

- 県では、事業者自らの地球温暖化対策の取組を促進するため、温室効果ガス排出量の削減に向けて積極的な取組を行い、優れた成果を上げた事業所を「エコ事業所」として認定します。

■対象事業所と対象温室効果ガス

- 新潟県内に所在し、地球温暖化対策に積極的に取り組む事業所が対象です。
- 対象事業所の敷地内で使用するエネルギー起源の二酸化炭素が対象です。
 - ・工場、店舗及びビル等の建築物及びその敷地をそれぞれ一つの事業所の単位とし、事業所全体のエネルギー使用量から、二酸化炭素排出量を算出
 - ・敷地外で使用する車両（営業車や運搬車など）の燃料は含まれません。

■削減計画の作成及び登録の申込み等

- 削減計画の策定
 - ・対象事業所は、基準年（削減計画期間の前年度）比で毎年2%以上、3カ年で6%以上の二酸化炭素排出量の削減計画を作成
 - ・削減対策の内容は、省エネ施設への入れ替え、太陽光などの新エネルギーの導入、使用燃料の変更、機器の維持管理方法の変更、クールビズ等による省エネ等
- 登録申込み
 - ・事業者は、削減計画とともに、エコ事業所登録申込書を提出
- 取組状況の報告
 - ・登録事業者は、毎年度、前年度の取組状況及び二酸化炭素削減結果を報告

■エコ事業所の認定

- 認定の申請
 - ・認定を受けようとする登録事業者は、取組状況の報告とともに、認定を申請
- 認定の審査・認定
 - ・省エネの専門家等による「エコ事業所認定審査会」で審査し、認定基準を満たしていると判断された事業所を認定
- 認定の更新
 - ・3年間の二酸化炭素削減率の実績と次期削減計画を審査し、認定を更新

■認定事業所が受けられること

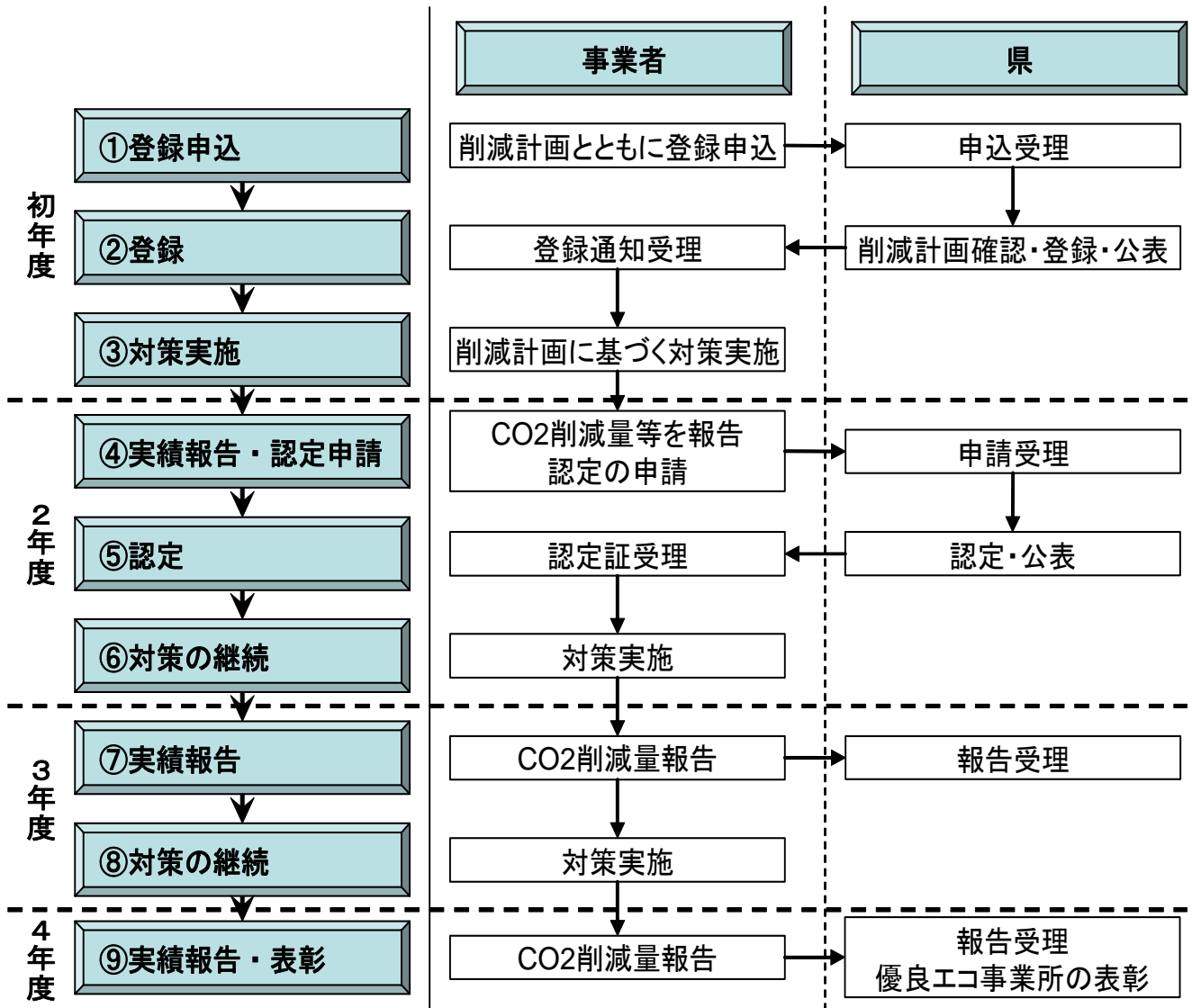
- 認定事業所の公表、認定マークの使用
- 金融機関の低利融資制度の対象
- 県による積極的な物品等の調達の対象(中小企業のみ)
- 優れた取組事業所は「優良エコ事業所」として表彰

<認定マーク>



■今年度の募集期間は平成22年10月31日までです

新潟県エコ事業所認定の流れ



認定制度実施要綱、登録申込書等は「環境にいがた」のホームページからダウンロードできます。
<http://www.pref.niigata.lg.jp/kankyo/>

制度についてのお問い合わせ先
 新潟県県民生活・環境部 環境企画課
 地球環境対策室 Tel:025-280-5150(直通)